



きつずラボ開設

支援制度について！

支援費制度とは、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として、事業者等との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によってサービスを利用する仕組みです。制度の対象となるサービスは大きく分けて①施設サービス（施設訓練等支援）と②居宅サービス（居宅生活支援）の2つに分けられ、次の3つの法令に規定される支援がその対象となります。

身体障害者福祉法

施設訓練等支援

1 身体障害者更生施設

身体機能の維持・向上および日常動作能力等の治療・訓練を行う。

2 身体障害者療養施設

常時介護を必要とする障害者が対象で治療および養護を行う。

3 身体障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く）

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う。

居宅生活支援

児童福祉法

居宅生活支援

（米町5番地）の2階に「きつずラボ」ができました。
「きつずラボ」には石などの標本や図鑑、自然の本などがたくさんあります。また、パソコンで研究所のホームページを見たりすることができます。
みなさん、お気軽にご利用下さい。

●利用対象者

小学校1年生以上
(ただし保護者同伴であれば幼児も可)

知的障害者福祉法

施設訓練等支援

1 知的障害者更生施設

日常生活における自立と社会参加のための訓練を行う。

2 知的障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く）

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う。

3 知的障害者通勤寮

就労している障害者の独立・自活に必要な助言・指導を行う。

*詳しくは、役場町民課福祉住民係（☎ 5-1111 内線158）にお問い合わせください。